

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領

令和４年３月３１日制定

第１ 事業の趣旨

沖縄型耐候性園芸施設整備事業（以下「本事業」という。）は、「沖縄２１世紀ビジョン基本計画」に基づき、高品質かつ安全で安心な園芸作物を消費者や市場に計画的・安定的に供給できるブランド産地を育成し、産地自らが育成、成長させることができる自立した産地を形成するため、台風等気象災害や気候変動に対応した栽培施設等の導入、並びに既存の耐候性園芸施設の補強・改修を推進することにより、本県園芸作物の生産振興に資するものとする。

本事業の実施に関しては、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２ 目標

本事業は、第１の趣旨を踏まえ、本県園芸品目の生産量の向上等に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む地域を支援することにより本県の農業振興を図る。

第３ 沖縄県ブランド産地成長マニュアルの活用

本事業の受益地の市町村等は、「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、産地の課題解決に取り組み、自ら産地を育成、成長させることができる産地づくりを実施するよう努めるものとする。

第４ 事業の実施

１ 事業の実施方針

本事業は、産地の実情に応じた沖縄型耐候性園芸施設の導入等を図るため、第３のマニュアルに基づき、産地が抱える課題を明確にしたうえで、栽培施設内の環境制御に関する具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた実施計画を作成することを基本とし、第２に掲げる目標の達成に向け、産地の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

２ 事業の内容

本事業で実施する事業の種類は次のとおりとし、各事業の内容は別表１に掲げるとおりとする。

（１）沖縄型耐候性園芸施設整備事業

ア 補助対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

（ア）事業実施主体が、市町村、農業協同組合であること。

(2) 耐候性園芸施設補強・改修事業

ア 補強・改修の補助対象となる既存の耐候性園芸施設については、産地協議会として対象とする品目の安定生産の維持に必要な施設と位置づけたものに限る。

3 事業の実施期間

本事業は第5の1により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

4 事業の対象地域及び対象品目

本事業の対象とする地域は以下のとおりとする。

(1) 対象地域

ア 農業振興地域の農用地区域

イ 拠点産地、又は産地協議会を設置している地域

ウ 知事が特に認めた地域

(2) 対象品目については別表2のとおりとする。

5 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者が組織する団体とする。

(2) 農業者が組織する団体とは、3戸以上であって、かつ共同利用等を一体として取り組む集団とする。

(3) 事業実施主体の構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないものとする。

6 成果目標

事業実施計画書に定める成果目標は次のとおりとする。

(1) 第4の2(1)の事業については、対象品目の生産量又は10a当たり生産量の向上

(2) 第4の2(2)の事業については、対象品目の生産量又は10a当たり生産量の維持

7 目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度の翌年度から3年度目とする。（ただし、木本性品目については目標年を事業実施年度の翌年度から5年度目とする）

8 費用対効果分析

(1) 第4の2(1)の事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討（妥当投資額を算出し、投資効率1.0以上となるもの）し、整備する施設等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

9 園芸施設共済への加入

気象災害等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう、当該施設を対象として、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等のいずれかに確実に加入するものとする。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

第5 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の提出手続

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別記様式1-1号により実施計画書を作成し、市町村長に提出しその承認を受けるものとする。
- (2) 市町村長は(1)に基づき事業実施計画書の提出があったときは、事業実施主体が作成した事業実施計画書について必要な指導及び調整を行い、これを承認するものとする。承認に当たっては、別記様式1-3号により、あらかじめ事業内容を知事と協議しておかなければならない。
- (3) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は別記様式1-2号により事業実施計画書を作成し、知事に提出しその承認を受けるものとする。
- (4) 事業実施計画の重要な変更については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

2 事業実施計画の変更

1の(4)の「事業実施計画の重要な変更」とは、次の(1)から(4)までに掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体における事業費の20パーセントを超える増減
- (4) 別表1に掲げる第1、第2間の経費の流用

3 施設の設置場所の変更

1の事業実施計画の承認後に施設の設置場所の変更(同一地番内の変更を除く)が生じたときは、事業実施主体は、関係書類を添え市町村長及び知事に書面で届け出るものとする。

4 市町村の指導推進体制

市町村長は、本事業の効率的かつ適正な推進を図るため、農業協同組合、農業委員会、所轄農業改良普及センター若しくは農林水産振興センター、その他県の関係機関等との密接な連携を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

第6 補助

知事は、毎年度、予算の範囲内において、第5の規定により承認を受けた事業実施計画に基づく事業に要する経費につき、別表1に定めるところにより補助するものとする。

第7 事業実施に係る報告等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況を、市町村長を経由して知事へ報告するものとする。

また、この報告は、別記様式2-1により、事業実施年度の翌年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の4月末までに行うものとする。

2 事業の実施の指導

市町村長は、1の規定により事業の実施状況報告の内容について、必要に応じて当該事業実施主体に対し、改善等の指導を行うとともに、事業の目標に対して達成が立ち遅れていると思われる場合には、早期達成に向けた必要な措置を講じるとともに、これを知事へ報告するものとする。

第8 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法により事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体等は、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を市町村長に報告するものとし、市町村長は所見を付して知事へ報告するものとする。

また、この報告は、別記様式2-1号により、目標年度の翌年度の4月末までに行うものとする。

2 知事は、1の事業実施主体等からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。

3 知事は、2の点検評価の結果、成果目標が別に定める評価基準に満たない場合には、評価基準に達するまでの間、当該事業実施主体等を引き続き点検評価の対象とするものとする。

この場合、事業実施主体及び産地協議会会長は、目標年度の翌年度以降における成果目標の達成状況を別記様式2-2により、市町村長を経由して知事へ報告するものとする。

なお、評価基準に目標年度以降3カ年継続して満たない事業地区は長期目標未達地区とし、事業実施主体及び産地協議会会長は、具体的かつ実現可能な改善計画を作成し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況をあわせて市町村長へ報告し、市町村長は重点的に改善指導を行う必要があると判断する地区を重点指導地区として選定し、その選定理由を付して知事へ報告するものとする。

- 4 知事は、重点指導地区について、現地調査を行い産地協議会へ報告するとともに、産地協議会は事業実施主体に対して改善指導を行い、別記様式2－3号により翌年度の2月末までに改善状況の報告を行うものとする。
- 5 知事は改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、市町村長及び事業実施主体に対して利用計画の変更等を検討させるものとする。
- 6 この要領に定めるもののほか、事業評価の実施にあたり必要な事項については、園芸振興課長が別に定めるものとする。

第9 管理運営

本事業による補助を受けて新規導入した施設及び補強・改修等した施設の利用者及び所有者（以下「助成対象者」という。）は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、必要に応じて当該施設の修繕等保守管理に取り組むとともに、その目的に即して最も効率的な運用を図り、事業の実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

また、市町村長は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

第10 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、事業名等を表示するものとする。

第11 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄農業改良普及センター又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

第12 反社会的勢力の排除

県は、事業実施主体及びその構成員が以下の各号に該当する者であることが判明した場合には、何ら催告を要せず、事業を中止し、補助金の交付決定の取消又は補助金の返還を求めることができる。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等
- ⑦社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧特殊知能暴力集団
- ⑨その他前号に準ずる者

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 8 年 3 月 17 日から施行する。

別表 1

事業の内容	事業実施主体	採 択 要 件	補 助 率
第 1 沖縄型耐候性園芸施設整備事業 園芸品目の安定生産を図るため環境制御設備等の一体的整備を含めた沖縄型耐候性園芸施設等 (1) 強化型耐候性施設 (2) 環境制御設備等（(1)強化型耐候性施設と一体的に整備する場合に限る） 第 2 耐候性園芸施設補強・改修事業 施設の長寿命化を図るため耐用年数を過ぎた既存耐候性園芸施設の補強・改修	市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者が組織する団体	第 1 及び第 2 の事業の受益農家戸数は、3 戸以上とする。 第 1 及び第 2 の事業後は、速やかに園芸施設共済等へ加入する。 第 2 の事業については次のすべての条件を満たすこととする。 1 耐用年数（財産処分制限期間）を超えて使用しているもの。 2 助成対象者からの誓約書により、今後、耐用年数（財産処分制限期間）が 14 年の施設は 7 年以上、8 年の施設は 5 年以上利用する意思が確認できるもの。	8 / 10 以内

別表 2

1 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の対象作物

	野菜	花き	果樹
品 目	さやいんげん ゴーヤー レタス スイートコーン ばれいしょ さといも オクラ かぼちゃ とうがん すいか メロン にんじん ピーマン 島らっきょう トマト きゅうり	輪ぎく 小ぎく スプレーぎく 洋らん トルコギキョウ ストレリチア ヘリコニア レッドジンジャー ソリダコ 切り葉 観葉鉢物	マンゴー パパイア 中晩柑類（たんかん、 天草、南香） パッションフルーツ シークワーサー パインアップル（生食用） アセローラ びわ アテモヤ 温州みかん スターフルーツ ドラゴンフルーツ

別記様式 1－1 号（事業主体が市町村長に申請する場合）

番 号

年 月 日

市 町 村 長 殿

住 所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

年度 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の実施計画の（変更）承認
申請について

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領に基づき、別紙の事業実施計画書及び関係書類を添えて（変更）承認申請する。

別記様式 1－2 号（市町村長が県知事に申請する場合）

番 号

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

市 町 村 長

年度 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の実施計画の（変更）承認
申請について

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領に基づき、別紙の事業実施計画書及び関係書類を添えて（変更）承認申請する。

別記様式 1－3 号（市町村長が県知事に協議する場合）

番 号

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

市 町 村 長

年度 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の実施計画の（変更）

協議について

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領に基づき、別紙の事業実施計画書及び関係書類を添えて（変更）協議する。

沖縄県知事 殿

 市町村長
事業実施主体名

沖縄型耐候性園芸施設整備事業目標達成状況報告書

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領第7(8)の1について、下記のとおり報告する。

採択年度		産地協議会	
目標年度		事業実施主体	
報告(実績)年度		管理主体	

市町村名	地区名	対象作物名	受益戸数	事業内容	受益面積(a)	事業費(千円)

第1 事業実施後の状況

(単位:t、千本)

作物名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
受益面積における生産量	目標					
	実績					
	達成率					

(注) 本事業で施設整備が行われた農用地(受益面積)における生産量を報告する
木本性果樹については事業実施年度の翌年から5年間、それ以外の作物については3年間の報告と
耐候性園芸施設補強・改修事業の場合は、受益面積における生産量又は10a当たり生産量の報告と

第2 事業の効果及び改善方策

	事業の効果	改善方策(改善の必要がある場合)
1年目 (年度)		
2年目 (年度)		
3年目 (年度)		
4年目 (年度)		
5年目 (年度)		

(注) 事業の目的に即して、事業の目標達成状況、改善状況を総括的に記述すること。
事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。

第3 事業の評価(目標年度に成果目標の達成状況について評価する)

事業実施主体:
市町村:

沖縄県知事 殿

 市町村長
 産地協議会会長
 事業実施主体名

沖縄型耐候性園芸施設整備事業目標達成状況報告書

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領第8の3について、下記のとおり報告する。

採択年度		産地協議会	
目標年度		事業実施主体	
報告(実績)年度		管理主体	

市町村名	地区名	対象作物名	受益戸数	事業内容	受益面積(a)	事業費(千円)

1、計画に対する目標達成状況(単位:a.t.kg/10a)

(1)産地(産地協議会)の生産量

	面積	生産量	単収
目標			
実績			
達成率			

(2)本事業地区で整備した施設(受益面積あたり)の生産量

	面積	生産量	単収
目標			
実績			
達成率	—		

2、生産量向上の取組み

(1)産地の取組み(産地協議会活動等)

年月日	取組内容

(2)事業主体の取組み(栽培管理等)

年月日	取組内容

3、長期目標未達地区(目標年度以降3か年継続して満たない事業地区)の改善計画

現状 【経営体毎に記載】 (事業実施主体・市町村)	
改善指導の内容 【経営体毎に記載】 (事業実施主体・市町村)	
重点指導地区として選定 する理由 【該当する場合のみ記載】	

沖縄県知事 殿

産地協議会会長

沖縄型耐候性園芸施設整備事業改善状況報告書

沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領第8の5について、下記のとおり報告する。

採択年度		産地協議会	
目標年度		事業実施主体	
報告(実績)年度		管理主体	

市町村名	地区名	対象作物名	受益戸数	事業内容	受益面積(a)	事業費(千円)

現地調査 【経営体毎に記載】 (沖縄県)	
改善指導後の状況 【経営体毎に記載】 (産地協議会)	